

公募型コンペティションに関する質問及び回答

(令和3年12月7日)

No.	質問事項		質問に対する回答
1	記念品の条件	(1)記念品の条件⑥に「原則、商品に企業名等は明記しない」とあるが、マフラー、スカーフ等は繊維の組成や洗濯表示に併せて製造者名を織りネーム等に記載する必要があるが、当該記念品には必要ないか？	<p>「家庭用品品質表示法」に則した対応をお願いします。</p> <p>なお、前回の市褒賞記念品の選定では、(1)記念品の条件③「市褒賞として特別な商品であること。」の次に、「広く市販されていないもの」との条件を付記していましたが、今回は広く企画を募集する観点から、その付記条件を削除しました。</p> <p>また、家庭用品品質表示法では、非売品は表示対象外とのことから、品質表示や洗濯表示等の商品取扱いに係る内容は、次の条件④にある「商品説明書」に記載いただく場合があります。</p> <p>決定にあたっては、市褒賞の記念品として「特別な商品」であるかも含めて審査を行います。</p>
2	記念品の条件	桐箱にブランド名の落款があるが、問題ないか？	<p>外装であること、ブランド名の落款は会社名とならないことから、問題ないものと思われます。</p> <p>詳しくは、提案書等とともに提出いただく商品サンプル等で確認します。</p>